|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 府民文化部  男女参画・府民協働課 | 病気休暇のうち１名７件の承認手続について、領収書等（写）の必要な確認書類が提出されていなかった。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 職員 | 事実発生日 | 取得時間 | | Ａ | 令和４年２月２日 | 午前９時30分から  午後２時00分まで | | 令和４年２月４日 | 午前９時30分から  午後１時00分まで | | 令和４年２月９日 | 午前９時30分から  午後１時00分まで | | 令和４年２月10日 | 午前11時00分から  午後２時00分まで | | 令和４年２月16日 | 午前９時30分から  午後１時00分まで | | 令和４年２月24日 | 午前９時30分から  午後２時00分まで | | 令和４年３月10日 | 午前９時30分から  午前11時30分まで | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】  （病気休暇）  第14条　任命権者は職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認める場合には、病気休暇を与えることができる。  ２　病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認める必要最小限の日又は時間とする。  【病気休暇の承認手続きの見直しについて（通知）】  （平成25年３月21日付け人企第2146号　総務部長通知）  １　病気休暇を願い出る場合に診断書の提出を義務化   |  |  | | --- | --- | | 旧 | 新 | | ７日以上に及ぶ病気休暇を願い出る場合に診断書を義務化。ただし、７日未満の場合についても、医師の診断書等の提出を求める。 | 病気休暇を願い出る場合（時間単位含む）に診断書の提出を義務化。 |   ○１枚の診断書で一定期間に及ぶ通院加療の病気休暇を承認する場合、診断書発行日以外の通院加療日については、通院の事実を確認できる領収書等（写）の提出を求める。 | | 検出事項については、後日、通勤災害認定されたため、病気休暇を取り消し、通勤災害による欠勤として処理を行った。  　今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。 |

不適切な服務管理

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年６月３日から同月22日まで）